

宿泊税の算出方法

■宿泊税の算出方法

$$\text{宿泊料金}^{(*)} \text{【100 円未満切り捨て】} \times 3\% \\ (\text{＝課税標準額})$$

宿泊料金^(※)・・・素泊まり料金とそれにかかるサービス料

～宿泊料金^(※)に含まれないもの～

消費税や入湯税等の税、宿泊以外のサービスに相当する料金（例：食事代、会議室の利用代等）

■宿泊税の算出例

【例１】 15,000 円（宿泊税別、消費税別）を、自社サイト又は電話予約等により直接販売する場合

①宿泊料金総額 (税抜)	②課税標準 ※100 円未満切り捨て	③宿泊税額 (②×0.03)
15,000 円	15,000 円	450円

【例２】 15,000 円（宿泊税別、消費税込）を、自社サイト又は電話予約等により直接販売する場合

①宿泊料金総額 (消費税込)	②課税標準 (税抜) ※100 円未満切り捨て	③宿泊税額 (②×0.03)
15,000 円	13,600 円	408円

【例３】 15,000 円（宿泊税込、消費税込）を、自社サイト又は電話予約等により直接販売する場合

①宿泊料金総額 (税込)	②課税標準 (税抜) ※100 円未満切り捨て	③宿泊税額 (②×0.03)
15,000 円	13,300 円	399円

※売価から逆算して宿泊税額を算出する場合、誤差が生じ、「売価＝素泊まり料金＋消費税＋宿泊税」とならない場合がある。

誤差分については消費税額で調整し、売価に合うようにする。

【例4】1泊2食付で15,000円（宿泊税込、消費税込）を、自社サイト又は電話予約等により直接販売する場合。 ※ただし、食事代を宿泊料金から分離できない場合について

①宿泊料金総額 (税込、食事代込)	②食事代 (税込) (①×0.2×1.1)	⑥課税標準 (税抜、食事代抜) ※100円未満切り捨て	⑦宿泊税額 (②×0.03)
15,000円	3,300円	10,400円	312円

※食事代を宿泊料金から分離できない場合の食事代の取扱い
 宿泊者が宿泊施設に支払うべき額の10%を1食の食事代とする
 (2食なら20%、3食以上なら30%)
 ※宿泊料金総額から食事代(税込)を控除後に課税標準を算出する

【例5】 素泊まり10,000円(税抜)を、旅行業者を経由して間接的に販売する場合
 ※ただし、この素泊まり料金には宿泊施設が旅行業者に支払う販売手数料2,000円が含まれている。さらに、宿泊者は旅行業者に1,000円の予約手数料を支払うものとする。

(正) $10,000円 \times 0.03 = 300円$

(誤) $(10,000円 - 2,000円) \times 0.03 = 240円$

$(10,000円 + 1,000円) \times 0.03 = 330円$

※宿泊施設が旅行業者に払う手数料等に相当する金額…課税標準(宿泊料金)に含める
 宿 泊 者 が 旅行業者に払う手数料等に相当する金額…課税標準(宿泊料金)には含めない

■課税標準額を算出する際の100円未満切り捨てのタイミング ～よくある間違い～

【例】 1人1泊9,000円(消費税込)で2人宿泊した場合の宿泊税額の計算

《正》	《誤》
9,000円(消費税込)…① ①×100/110=8,181円(消費税抜)…② ②の100円未満を切り捨て8,100円…③ ③×0.03=243円・・・④ 2人宿泊なので④×2人=宿泊税486円	9,000円(消費税込)…① 2人宿泊なので①×2人=18,000円(消費税込) …② ②×100/110=16,363円(消費税抜)…③ ③の100円未満を切り捨てて16,300円…④ ④×0.03=489円

「1人ごと」に課税標準額を算出(1人ごとに素泊まり料金(税抜)の100円未満切り捨て)すること。

1件ごと(予約ごと)で算出すると、切り捨ての回数が少なくなり、宿泊税額が高くなる。

(ルームチャージ、1棟貸しの場合は「1部屋ごと」「1棟ごと」に算出する)